

平成30年 5月30日
法 務 省

「人権擁護委員の日」について

6月1日は人権擁護委員の日です。
この日の前後に、全国各地で特設相談所を開設し、人権擁護委員が人権に関する相談に応じたり、啓発活動を実施します。
また、平成30年は、人権擁護委員制度創設70周年を迎えるに当たり、人権擁護委員制度の周知・広報活動に力を入れていきます。

1 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。

2 人権擁護委員の日にちなんだ取組について

本年は人権擁護委員制度創設70周年を迎えることもあり、6月1日（金）前後に全国各地の公共施設やその他の特設会場等において、特設相談所を開設して人権相談に応じたり、全国的な啓発活動を実施する予定です（別紙1参照）。

3 人権擁護委員について

我が国の人権擁護委員制度は、地域住民の中から人格識見の優れた方々を選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ない制度です。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道関係者、弁護士など、様々な分野の方々の中から選ばれ、平成30年1月1日現在、全国で約14,000名（うち女性委員が約6,500名）の方が、法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事案の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動などを行っています（別紙2参照）。

4 人権擁護委員制度70周年

人権擁護委員制度は昭和23年7月17日に公布・施行された人権擁護委員令（昭和24年6月1日に廃止され、同日、現在の人権擁護委員法が施行）により誕生し、本年（平成30年）で70周年を迎えました。この間、人権擁護委員は民間の中にあって、弱い立場にある人の心に寄り添い、創意工夫をこらして、人権擁護に関する地道な活動を積み重ねてきました。本年を機に、より多くの国民の皆さんに人権擁護委員の存在を身近に感じていただきたいと思います。

5 第66回全国人権擁護委員連合会総会について

なお、今年は、7月12日（木）及び13日（金）に大阪市において第66回全国人権擁護委員連合会総会を開催して、研究大会を行う予定です。



(問い合わせ先)

人権擁護局総務課委員係 河野 佐々木

電話 03-3580-4111 (内線2703, 2711)

03-3592-7375 (直通)

平成30年度の啓発活動等(一部)の紹介

平成30年は人権擁護委員制度70周年の年であり、6月1日(金)前後に全国各地の公共施設やその他の特設会場等において特設相談所を開設したり、啓発活動を実施します。

ここでは、今年開設される特設相談所や、啓発活動の一部を紹介します。

【鹿児島県】

- ・日時:平成30年6月1日(金)11:00~12:00
- ・場所:山形屋デパート前アーケード(鹿児島市)
- ・内容:ひまわりの苗及び啓発物品等の配布

【高知県】

- ・日時:平成30年6月2日(土)11:00~15:30
- ・場所:帯屋街商店街(高知市)
- ・内容:地元保育園職員及び園児らとともにパレード

【鳥取県】

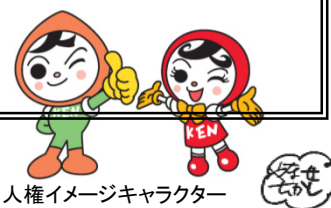
- ・日時:平成30年6月3日(日)午前10時から午後3時まで(雨天決行)
- ・場所:リファーレンいなば 2階大会議室(鳥取市)
- ・内容:人権相談, ワークショップ(人権ペン立て, 人権缶バッジの作成), 紙芝居, パネル展示
※人権イメージキャラクター「人KENまもる君」のウォークバルーンも参加します!!

【大阪府】

- ・日時:平成30年6月3日(日)午後1時から午後3時30分まで
- ・場所:松原市民体育館(松原市)
- ・内容:障がい者スポーツボッチャを通じた人権啓発活動(人権相談コーナー, 人権教室及びパネル展示)

【東京都】

- ・日時:平成30年6月28日(木), 29日(金)午前10時から午後4時まで
- ・場所:西武池袋本店7階(南ゾーン)(豊島区)
- ・内容:人権身の上相談(特設相談所)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

人権擁護委員は どのような活動をしているの？

①人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動（イベント開催など）



人権の花運動（人権啓発）の様様

②人権相談

面談、電話、インターネット、手紙による、人権に関する相談への対応



人権相談に対応する人権擁護委員

③人権侵害（いじめ、差別、暴行、虐待等）の被害者救済（※）

※「人権侵害の被害者救済」とは、被害者等からの申告を受けて、法務局職員と協力して調査を行うなど、身近に起こる個別の人権に関する問題を解決に導く取組です。

人権擁護委員が関与した人権侵害による被害者の救済事例

【妻に対するDV事案】

夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。

人権擁護委員は直ちに被害者と面談し、救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。

また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。



人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。